

びん・ガラス類及び空き缶の再資源化選別業務委託仕様書

この仕様書は、守口市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）と締結する、びん・ガラス類及び空き缶の再資源化選別業務委託契約（以下「本業務」という。）に関し、その業務内容を定めるものである。

1. 業務名

びん・ガラス類及び空き缶の再資源化選別業務委託

2. 委託期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年間）

3. 業務概要

（1）業務概要

乙は、守口市ストックヤード（一時保管場所）に集積された「びん・ガラス類及び空き缶」（混合状態で収集）を搬出し、これを自らの再資源化選別処理施設に運搬し選別・再資源化するもの。

（2）処理量

年間処理量は1,000 トンを予定しているが、実際の量は増減する可能性がある。

〔予定数量内訳〕

- ・白ガラス：200 トン ・茶ガラス：210 トン ・その他ガラス：240 トン
- ・アルミ缶：約 50 トン ・スチール缶：約 80 トン
- ・可燃残渣：90 トン ・不燃残渣：130 トン

※なお、この割合は過去の実績に基づくものであり、本契約における数量を保証するものではない。

（3）引き取り場所

引き取り場所：守口市ストックヤード

ストックヤードの開場時間は、8時00分から16時30分までとする。ただし、搬入は15時30分までとする。

開場日は、月曜日から金曜日（祝日を含む）とし、年末年始については別途協議のうえ定める。

4. 保管状態

びん・ガラス類及び空き缶は、同一のポリ袋に入れられた状態で収集され、ストックヤードに一時保管されている。

5. 業務内容

乙は、関係法令等を遵守し、本業務を実施する。

びん・ガラス類及び空き缶の選別、再商品化について
(選別)

白ガラス・茶ガラス・その他ガラス・アルミ缶・スチール缶に選別する。

※空き缶については、一斗缶よりも小さいスチールまたはアルミ製の飲料缶、ペットフード缶、菓子缶、ミルク缶、食用油の缶等をいう。なお、スプレー缶、カセット式ガスボンベ缶が、混入されている場合がある。

(再資源化)

白ガラス・茶ガラス・アルミ缶・スチール缶・不燃残渣については独自で再生資源化処理をするものとする。可燃残渣については、本仕様書 8. で示す。

その他ガラスについては「指定法人」が定める引き取り基準に適合したものに分別、保管し、指定法人へ引き渡すものとする。

(注) 引き取り基準については、「指定法人」が定める引き取り品質ガイドラインの最新年度版の基準とする。

※別紙参考資料※「令和 7 年度引き取り品質ガイドライン」

6. 引取方法

引き取りは、本市の収集業務に支障のないよう、本市が指定する月日及び時間とする（原則として収集日の翌日中に引き取ること。但し、引き取り時間は、ストックヤードの搬入時間と交錯しないよう 11 時 30 分から 13 時 00 分及び 15 時 30 分から 16 時 30 分の間とする。）。また、重量はストックヤード内のスケール（長さ 8,000mm、幅 2,900mm、計量範囲 30 トン(10kg 毎)まで）で 2 度量り計量するものとする。なお、積込みについて、ストックヤード管理業務受託者のショベルローダーを使用できる。使用時は事前に管理台帳に記載すること。ただし、ショベルローダーについては、本業務の他、ペットボトル、古紙・古布の引き取り業務で共用となっている。

※ストックヤード管理業務受託者のショベルローダーに事故及び故障等の損害を与えた場合は、速やかにストックヤード管理業務受託者と協議のうえ現状復帰すること。

7. 引取物の指定

本市での積込みをもって引取物の指定及び承諾を行ったものとする。

8. 処理工程の残渣

再資源化処理後に生じた可燃残渣（収集袋・キャップ等）については、本市に搬入日の前日までに了承を得て乙自ら月、火、木、金曜日に本市が指定する場所に搬入することとする。ただし、終了した状態での持ち込みを禁止する。また、返却する可燃残渣の重量を収集量の 10% 以内にするよう努めるとともに、可燃残渣にガラスくずの混入及び不燃残渣があるとごみの焼却炉に支障があるので、選別を確実に行うこと。なお、不燃残渣については、本仕様書 5. 業務内容に示すとおりとする。

9. 引取車両（可燃残渣搬入を含む）

原則としてダンプ車等で搬出することとし、本市ストックヤード管理業務受託者のショベルローダー積込みできる範囲内の車両であること（積込みに必要な補助具を用意するとともに、積込み後は清掃をするなど良好な施設管理に協力しなければならない）。また、可燃残渣搬入は、本市可燃性一般廃棄物積替業務委託実施場所となるため、事前に条件を確認すること。

10. 報告

乙は、業務が完了した際には、遅滞なく前月の業務完了報告（実績報告書及び資源化報告書（以下「報告書」という。）を含む）を行うこと。

選別後、空き缶のアルミ缶・スチール缶の計量伝票を添付すること。

11. 保管施設について

- （１）各保管対象品目について、それぞれ 10 トン車 1 台分程度を保管可能であること。
- （２）分別基準適合物としての品質を維持できること。
- （３）本市の保管分を明確に区分すること。

12. 業務履行における注意義務

- （１）乙は、ストックヤード内の作業については、本市と安全作業について協議を定例的に行い、「ストックヤード安全作業マニュアル」を参考のうえ作業手順を作成すること。また、作業手順に基づいた安全教育を作業員等に従事する前までに実施すること。
- （２）作業員等の労務管理等に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関係法規を遵守すること。
- （３）本業務の履行に際し、本市の施設及び備品に損害を与えた場合は、本市担当職員に報告し、遅滞なく原状復帰すること。
- （４）委託業務の履行に必要な人員、機材等は、乙の費用と責任において配置または設置すること。
- （５）各年度の処理については、翌年度に未処理分を残さない。

13. その他

- （１）委託料の支払は毎月払とし、委託料の支払額は月毎の別紙「報告書」に記載の回収量に契約書記載の再資源化業務単価を乗じた金額とする。その際、1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- （２）契約締結後、すみやかに次の書類を提出すること。
 - ① 甲のストックヤードでの積込みから再資源化再生メーカー等への引き渡しまでのフロー図
 - ② 乙の処理施設でのフロー図
- （３）乙は、甲から処理施設への立ち入りを求められたときは、特別に業務に支障が生じない限り、受け入れるものとする。
- （４）本仕様書に定めのない事項、その他業務の実施にあたり疑義が生じたときは、双方協議の上決定する。協議場所については守口市役所とする。

(注) 別紙参考資料

※「令和7年度引き取り品質ガイドライン」

(1) ガラスびんに求められる引取り形態

- ①無色・茶色・その他の色の3区分に色分けされていること。
- ②色ごとに10トン車1台程度単位の排出ができる量が確保されていること。

(2) ガラスびんの品質

異物の区分	異物の混入許容値 (※ガラスびん1トン中の混入g数)		許容範囲の目安
①びんのキャップ	アルミニウム	30 g	28 mm口径のアルミキャップで20個程度
	スチール	50 g	50 mm口径のスチールキャップで10個程度
	その他の金属	50 g	
	プラスチック	500 g	28 mm口径のプラキャップで130個程度
②陶磁器類の混入		30 g	湯飲み茶碗の小さな破片1個程度
③石・コンクリート・土 砂類の混入		30 g	陶磁器類と同程度の分量が目安
④無色ガラスびんへの 他の色混入		500 g	720ml 酒類びん1本程度
⑤色ガラスびんへの 他の色ガラスびんの混入		1000 g	720ml 酒類びん2本程度
⑥ガラスびんの中の 中身残り・汚れ		0	さっと水洗いした状態が好ましい
⑦ガラスびんと組成の違う 異質ガラス等の混入		0	調理器、食器、クリスタルガラス、電球、 光学ガラス等が混入していないこと
⑧プラ・PET・缶・紙等の 容器の混入		0	色素材は混ぜないで

※ガラスびん1トンとは720ml酒類びんで約2,000本になります。

(3) 分別上の留意点

- ①分別基準適合物になるガラスびんは飲料水・食品・酒類・ドリンク等の内容物が入っているガラスびんです。

(注) 劇薬等が入っていたびんは資源化の過程で作業者にガス発生等の影響があるので対象外です。

- ②無色ガラスびんがスリガラス加工されたガラスびんは無色ガラスびんに区分します。

(注) 口部を見ると判断できます。

- ③はっきりとした無色と茶色以外の中間色はその他の色に分別収集してください。

(例：リキュール、ブランデー等のスモーク、イエロー、輸入ワインびんに見られる緑と茶の中間色)

- ④哺乳びんは組成が耐熱ガラスです。混入させないでください。

- ⑤食料調味料に使われている打栓式のキャップは無理に取らなくても構いません。

- ⑥化粧品用のガラスびんの組成は、一般のガラスびん（ソーダ石灰素材）と同じですので、通常どおり分別収集を行ってください。

- ⑦陶磁器と似ている乳白色のガラスも、混ぜないでください。再商品化事業者が陶磁器と区別できません。

守口市長様

びん・ガラス類・空き缶の実績報告書

実施日	回収量 (t)	再 資 源 化 量					可燃 残渣	不燃 残渣
		白 ガラス	茶 ガラス	その他 ガラス	スチール 缶	アルミ 缶		
日								
日								
日								
日								
日								
日								
日								
日								
日								
日								
日								
日								
日								
日								
日								
日								
日								
日								
日								
日								
日								
日								
合 計								
前月保管量					翌月繰り越し量			

令和 年 月 日

守口市長 様

住所

企業名

代表書氏名

びん・ガラス類・空き缶の資源化報告書

令和 年 月分

種 類		量 (t)	備考 (資源化先)
選 別 対 象 物	前月繰越量		
	排 出 量		
	合 計		
選 別 実 施 状 況	排 出 量	白ガラス	
		茶ガラス	
		その他ガラス	
		アルミ缶	
		スチール缶	
		可燃残渣	
		不燃残渣	
	来 月 繰 り 越 し 量	未排出白ガラス	
		未処理茶ガラス	
		未処理その他ガラス	
		未排出空き缶	
		未排出残渣	
		未処理分	
	合 計		